**楽集館利用規程**

１、趣旨

　　「楽集館」は、琴平町在住者（主に象郷地区）の活動拠点とし、地域社会における住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、住民の自主性と創造性を生かし、地域の連帯意識及び福祉の向上とまちづくりに寄与することを目的とする。

２、実施・運営主体について

　　この楽集館の設置は、琴平町社会福祉協議会が行い、「楽集館あったかネット」が運営主体となり活用していく。

３、利用について

　　利用については以下の通りとする。

①申込受付方法

・平日及び土曜日　8時半～17時15分

・来所し申請書に記入。電話可（予約）。予約をしたら使用するまでに来所し申請書を提出すること。

・利用する2週間前までに届け出ること。

※申請書は当協議会HPからダウンロードできる。

②利用目的に反する場合はお断りする場合がある（４、使用許可の制限）。

③利用可能日は基本平日とする。しかし、まちづくりに寄与するもの、自治会活動等地域の行事を行う場合はそれ以外とする。

④利用時間は、基本午前9時から午後9時とする。この時間外で使用したい場合は、実施主体である琴平町社会福祉協議会の担当と十分協議の上決定する。

⑤館内での飲食はできますが、終了後は必ず清掃をすること。

⑥自分たちで出したゴミは必ず持ち帰ること。

⑦利用するもの（団体）は行事等の終了後必ず清掃、片づけを行い、（トイレ、ゴミ拾い等）原状回復すること。（チェックシート記入）

⑧利用したもの（団体）は必ず日報（楽集館に備えてきている）にその日行ったことを記入すること。

４、使用許可の制限

　①公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあるとき。

　②政治的又は宗教的集会と認められるとき。

　③集団的に又は常習的に暴力的不当行為等を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。

　④危険物の持ち込み。

　⑤その他当該施設の管理上・運営上支障があると認められるとき。

５、利用料について

　　利用料は下記の通りとする。

　１）楽集館あったかネット関係団体及び子どもに関する会議・行事等、自治会活動等は無料とする。

　２）１）以外は下記の通りとする。（町民で個人での使用、町補助・助成事業等）

|  |  |
| --- | --- |
| 利用時間 | 利用料 |
| ～１時間 | ５００円 |
| １時間～３時間 | １，０００円 |
| ３時間以上～ | 1時間ごとに500円増 |

　３）その他、国・県からの補助・助成事業での使用は下記の通りとする。

　　1時間　1,000円

６、鍵について

　①鍵の開け閉めは基本、申込者（団体）が行うようにすること。

　②日曜日や年末年始（12月29日～1月3日）に利用する場合は、休日の前日に事務局まで鍵を取りに来ること。鍵の返却は翌営業日とする。

　③平日の場合はNPO法人ねむ工房にも鍵を置いてあるので、ねむ工房で鍵を借りて16時半までに返却すること。（夜利用する場合は、琴平社協で鍵を借りて、翌営業日に返却すること）

７、免責

①施設内での事故・怪我等の責任は、一切負いません。利用される場合は十分に気を付けて利用すること。

②施設内の備品等に損傷・破損等あった場合は、弁償すること。

８、その他

　①館内は禁煙とする。喫煙する場合は外に出て所定の場所で喫煙すること

　②ペットの入場は禁止。（盲導犬はそれ以外とする）

社会福祉法人琴平町社会福祉協議会

〒766-0004

香川県仲多度郡琴平町榎井891-1

TEL　0877-75-1371

FAX　0877-75-1481

E-mail：info@k-wel.or.jp

HP：http://k-wel.or.jp